【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月5日
【会社名】	第一中央汽船株式会社
【英訳名】	DAIICHI CHUO KISEN KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　薬師寺　正和
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富二丁目14番４号
【電話番号】	03（5540）1927
【事務連絡者氏名】	総務部長　　西　本　宏　至
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富二丁目14番４号
【電話番号】	03（5540）1927
【事務連絡者氏名】	総務部長　　西　本　宏　至
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社及び当社100％子会社であるSTAR BULK CARRIER CO.,S.A（以下「STAR BULK」といいます。）は、平成27年９月29日臨時取締役会において、民事再生手続き開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所にその申立てを行いました。

また、これに伴い、当社のSTAR BULKに対する債権及び当社子会社の当社に対する債権について、取立不能のおそれが生じました。

そのため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第10号、第11号、第17号及び第18号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 民事再生手続開始の申立てについて

① 民事再生手続開始の申立てを行った者の名称、住所及び代表者の氏名

名　　称　　第一中央汽船株式会社
住　　所　　東京都中央区新富二丁目14番４号
代表者の氏名　　代表取締役社長執行役員　薬師寺　正和

名　　称　　STAR BULK CARRIER CO.,S.A.
住　　所　　Comosa Building, Samuel Lewis Avenue, Panama, Republic of Panama
代表者の氏名　　DIRECTOR/PRESIDENT　　藤田　幸司

② 民事再生手続開始の申立てを行った年月日

両社とも平成27年９月29日

③ 民事再生手続開始の申立てに至った経緯

ア　当社グループの事業環境及び財務状況の悪化

当社グループは、創業以来、専用船事業の安定性と不定期船事業の積極性とのバランスをとりながら、中規模の海運業者として営業展開して参りました。平成18年に策定した中期経営計画『Daiichi Vision 2010』では拡大路線に転換し、平成19年度には史上最高益を計上しましたが、平成20年度のリーマンショックに伴い海運市況が暴落した結果、好況時に契約した用船契約の用船料が大幅な逆ザヤとなり、当社の財務体質を急激に悪化させることとなりました。そこで、当社グループは、自社船売却資金を使用した高コスト用船の用船契約の解約により、平成22年度には再び黒字化を達成したものの、リーマンショック以降の市況下落時に、船価低下の状況を睨みながら、船舶投資を積極化し、保有船隊の拡大を図ったところ、欧州危機、中国の経済成長の鈍化及び大量の新造船竣工により、未曾有の長期的な海運市況の低迷に突入しました。その結果、当社グループは、再び用船料の逆ザヤ等により損益が悪化するとともに、資金調達先未定の新造船に対する資金負担増によりキャッシュフローも悪化し、資金繰り及び財務基盤の双方の面において、自社のみの力によって安定的に事業を継続することが困難な状況となりました。

イ　中期経営計画とその結果

そこで、当社グループは、平成24年11月30日に平成25年３月期から平成27年３月期までの３カ年における中期経営計画を策定するとともに、平成25年には主要株主である株式会社商船三井ほか取引先等に対してA種種類株式を発行し、合計で314億円を調達いたしました。しかし、その後の市況回復も芳しくなく、また、逆ザヤを生じさせている高コスト用船契約の解約等も限定的なものにとどまったため、収益構造の抜本的な改善には至らず、当社の平成26年３月期における経常損失は85億84百万円となり、また、当期純損失は、貨物船「オーシャン・ビクトリー」号全損に関する英国での損害賠償請求訴訟における第１審判決に基づく59億37百万円の訴訟損失引当金繰入費用が含まれたこともあり（なお、控訴審では当社が全面勝訴しており、現在、上記船主の上告により、英国最高裁判所に上告審が係属しております。）、154億29百万円に上るものとなりました。

ウ　市況低迷の長期化

その後、当社グループは、平成26年３月、新たに平成26年当時の市況等を反映させた新中期経営計画を策定し、外部投資家等へのD種種類株式発行による85億円の資金調達、船隊縮小、コスト削減、近海不定期船事業の事業再編等の施策を講じました。この新中期経営計画の下、東南アジア、中国、ロシア地域を中心とする近海不定期船分野は、集荷強化、効率配船、燃料費削減、運航費削減により、収支を改善し、堅調に利益を得ることができ、また、内航海運業においても、より効率的な配船を実施する等により、営業利益は、平成27年３月期第３四半期までの累計で合計４億22百万円となりました。

しかしながら、海運市況はその後さらなる低迷を続けたため、当社の収益は圧迫され、利益を生み出すことが困難な状況から抜け出すには至らず、平成27年３月期通期の業績としては、営業損失が131億90百万円、経常損失が139億66百万円、純損失が33億7百万円（なお、固定資産（船舶）売却益34億12百万円と英国訴訟控訴審勝訴による訴訟損失引当金戻入額が57億63百万円が計上されております。）となっております。

当社は、平成27年２月、国内船主数十社に対して、用船契約につき、用船料20%の減額や無償解約を同年３月より実施いただくよう要請を行い、当社が保有する収益性の高い船舶等の売却も進める等いたしましたが、一定の収益及び資金繰り改善を実現するにとどまり、引き続き外部環境が好転しない中、経営状況の抜本的な改善には至っておりません。

エ　民事再生手続の選択

以上のとおり、当社は、経営状況を改善させるべく努力を続けて参りましたが、このままでは近い将来、事業継続に著しい支障が生じることが確実な状況となったため、当社の事業価値の毀損を最小限とし、債権者への弁済の極大化を図りつつ、当社事業の実効的な再建を図るべく、民事再生手続開始の申立てをいたしました。

また、STAR BULKについても、①STAR BULKの収入は、当社からの用船料収入がその大部分を占めているところ、本日、当社が東京地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行ったため、STAR BULKの今後の用船料収入が減少することが見込まれること、②当社の民事再生手続開始申立てにより、当社の借入金に対するSTAR BULKの連帯保証債務、及び当社が連帯保証するSTAR BULKの債務が期限の利益を喪失すること、③売船市況の悪化により、STAR BULK保有船舶について含み損を考慮すると実態債務超過となること等の理由により、STAR BULKの財務状況が悪化したことから、STAR BULKの事業価値の毀損を最小限とし、債権者への弁済の極大化を図りつつ、STAR BULKの事業の実効的な再建を図るべく、民事再生手続開始の申立てをいたしました。

④　当該民事再生手続開始の申立ての内容

申　立　日　　平成27年９月29日
管轄裁判所　　東京地方裁判所
事　件　名　　当社　　平成27年（再）第53号
　　STAR BULK　平成27年（再）第54号

申立代理人

東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル
西村あさひ法律事務所
弁護士　福岡真之介、園尾隆司、臼田啓之、波里好彦、菅野百合、桑形直邦、紺田哲司、
　　藤浩太郎、加藤貴裕、飯塚啓、髙田和貴、村上達明、片山裕二朗、川西皓大、松本周

大阪府大阪市北区角田町８－１　梅田阪急ビルオフィスタワー23階
弁護士法人西村あさひ法律事務所
西村あさひ法律事務所　大阪事務所
弁護士　信夫大輔

(2) 取立不能について

①　当社のSTAR BULKに対する債権について

ア　当該債務者の名称、住所、代表者氏名及び資本金

名称	STAR BULK CARRIER CO.,S.A.
住所	Comosa Building, Samuel Lewis Avenue, Panama, Republic of Panama
代表者の氏名	DIRECTOR/PRESIDENT 藤田幸司
資本金	13億100万円

イ　当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に生じた事実　　東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立て
当該事実が生じた年月日　　平成27年９月29日

ウ　当該債権者に対する債権の種類及び金額

貸 付 金　　1,700,000,000円

利　　息　　5,786,847円
未 収 金　　4,640,417円
合　　計　　1,710,427,264円
（貸倒引当金期既設定額　713,000,000円）
（貸倒引当金期未設定額　997,427,264円）

エ　当該事実が当社の事業に及ぼす影響

[上記債権の取立不能見込額については、平成28年３月期第1四半期決算において貸倒引当金繰入額７億13百万円を特別損失に計上しており、貸倒引当金未設定額９億9742万7264円につきましては、平成28年３月期第２四半期決算において追加計上する予定でおります。

②　当社子会社の当社に対する債権について

ア　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

MARS SHIPPING CO., S.A.

名称	MARS SHIPPING CO., S.A.
所在地	Comosa Building Samuel Lewis and Manuel Maria Ycaza Panama, Republic of Panama
代表者の役職・氏名	President 藤田幸司

第一中央マリン株式会社

名称	第一中央マリン株式会社
所在地	東京都中央区新富二丁目14番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　菅野正弘

イ　当該債務者の名称、住所、代表者氏名及び資本金

名　　称　　第一中央汽船株式会社
住　　所　　東京都中央区新富二丁目14番４号
代表者の氏名　　代表者取締役社長　　藤田　　幸司
資　本　金　　289億5841万150円

ウ　当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に生じた事実　　東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立て
当該事実が生じた年月日　　平成27年９月29日

エ　当該債権者に対する債権の種類及び金額

MARS SHIPPING CO., S.A.

債権の種類	金　　額	連結純資産に対する割合（注）
貸 付 金	3,390,830,000円	19.93%
預 け 金	795,925円	0.00%
合　　計	3,391,625,925円	19.93%

※当社グループ間の債権であるため、連結純資産に与える影響はないものと考えております。

第一中央マリン株式会社

債権の種類	金　　額	連結純資産に対する割合（注）
貸 付 金	469,390,000円	2.75%
利　　息	493,451円	0.00%
敷　　金	47,812,000円	0.28%
海運業未収金	2,485,000円	0.01%
預 け 金	456,586円	0.00%
合　　計	520,637,037円	3.06%

※当社グループ間の債権であるため、連結純資産に与える影響はないものと考えております。

オ　当該事実が当社の事業に及ぼす影響

[MARS SHIPPING CO., S.A.及び第一中央マリン株式会社は、上記債権に対する取立不能見込額について、平成28年３月期第２四半期決算において貸倒引当金を計上する予定です。なお、当社に対する債権が取立不能となった場合であっても、MARS SHIPPING CO., S.A.及び第一中央マリン株式会社が債務超過に陥ることはございません。

以　上